

## 1. 事業目的・経営方針

### 目的

地域で生活している障害をお持ちの児童（以下「利用者」という）やその保護者が、地域の中で適切に障害児通所施設を利用できるよう、利用者やご家族の意思や人格を尊重し、意思を十分に踏まえた障害児支援利用計画および継続利用計画を作成提供し、連絡調整を図る事を目的とする。

## 2. 事業体制

### ①実施事業

事業名および種別		対象者	事業を行う区域
計画相談支援事業 「にじいろ」	児童福祉法に基づく事業 【指定障害児相談支援事業】 1.基本計画支援 2.計画相談支援 ※市町村による指定	18歳以下の心身に障害をお持ちの児童、またそのご家族	水俣市 芦北町 津奈木町

### ②職員構成

職員数 2名

管理者	1名	相談支援専門員	1名
-----	----	---------	----

### ③受付時間

■電話・訪問・相談室にて対応

■平日 9:30～17:00

■土日休み（祝祭日・お盆休み 8月13日～15日・正月休み 12月29日～1月3日）

■相談支援専門員が対応

※児童発達支援センターにこにこの看護師（医療的ケア児への対応）を業務に支障のない範囲で兼務を行った

### ④事業概要

#### 【指定障害児相談支援事業】

#### ■1.サービス利用支援

①障害のある児童の心身の状況、於かれている環境、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）の利用に関する意向、その他の事情を勘案し、利用するサービスの種類や内容を記載した「障害児支援利用計画案」の作成

②支給決定後の障害児通所支援事業者等との連絡調整

③支給決定されたサービスの種類や内容、担当者等を記載した「障害児支援利用計画」の作成

#### ■2.継続サービス利用支援

①「障害児支援利用計画」の利用状況の検証（モニタリング）

②「障害児支援利用計画」の変更および関係者との連絡調整

③新たな支給決定が必要な場合の申請の勧奨（地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供）

④日常生活に全般にわたる相談

年間契約・利用者(2024.3.31)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規契約者数	2	0	1	0	0	1	1	0	0	0	3	2	10名

契約者数 合計 30名

### ⑤事故防止

- 1、サービスの提供にあたっては、利用者の健康状態及び心身状況に等に細心の注意を払い、事故防止に努める。
- 2、業務上知り得た個人情報の取扱いについては、「個人情報に関する基本方針」に基づき、十分は配慮に努める。

### ⑥緊急時の対応

サービスの提供時において、利用者の心身状態の急変及び事故等が発生した場合には、迅速かつ適切な対応を行い、関係機関にもすみやかに報告、連携に努める。

### ⑦苦情への対応

利用者からの苦情については、迅速かつ適切に対応するものとする。

苦情受付対応 1件

苦情解決会議にて報告 (5/10)

### ⑧虐待への対応

利用者の人権の擁護、虐待防止の徹底を図るため、責任者を設置する等、必要な体制を整備し、職員に対しては定期的な研修を実施し、養護者による虐待を未然に防ぐ、発見時には通報するなど、速やかに対応できる体制を整える。

## 3. 職員処遇

### ①職員研修

#### 【目的】

常に新しい情報を得ることで利用者やそのご家族への適切な相談支援を行う。

スタッフ個別の研修計画を策定し職員のスキルアップ、意欲向上を図る。

- 1.法人が行っている職員研修等への積極的な参加
- 2.他事業所への見学・研修
- 3.その他、集合型オンラインなど自らの実務に即した研修、資格取得に向けた講習の受講等
- 4.児童発達支援センターにここを拠点とした各種会議や研修へ参加した

### ②相談支援専門員の健康管理

相談支援専門相談員及び職員は、定期的に健康診断を受けると共に、研修の機会等を通じて健康管理の

重要性を認識し、健康状態の権利に努める。

### ③規程

なし

## 4. その他

### ①後援会組織

【ひかりどうえんを支える会】からの資金援助はなし